

日本語教育機関教育活動評価

自己点検・評価票

日本語教育機関名：2024 度 学校法人服部学園 YAMASA 言語文化学院	
点検・評価項目	確認・評価
理念・教育目標	
<p>〈理念・ミッション〉</p> <p>私たちは、ご提供するあらゆるサービスにおいて学生の満足度を高めることをミッションとし、「価値があること」「誠実であること」を最も大切にし、それらを基本としながら、以下の3つの理想を実現させるために努力を行います。</p> <p>1.高品質な教育とサービス</p> <p>日本語学習をする学生に最初に選んでもらえる日本語教育のご提供とともに、それに関するトータルなサービス提供者を目指します。</p> <p>2.多様性の重視</p> <p>異文化を尊重し、多国籍の学習者に対し満足、安心を高めるためにお互いを認め学習者の心に残るサービス、充実した生活環境のご提供を心がけます。</p> <p>3.共感</p> <p>学習者の喜びや心地よさに共感できる職員の育成を目指します。</p>	—
<p>〈教育目標〉</p> <p>日本語を母語としない学生が、進学先教育機関での学習活動に必要な日本語能力、及び、日本での生活・活動に十分な文化的、社会的適応力と知識を獲得できることを目標とします。</p>	—
<p>〈育成する人材像〉</p> <p>①異文化を理解し、世界の人と協力し合える人材。</p> <p>②自己実現のために困難を乗り越え努力できる人材。</p> <p>③個人を尊重し、思いやりを持ち、社会貢献できる人材。</p>	—
1. 学校運営	確認
1.1 日本語教育機関の告示基準に適合している。	[レ]
2. 入学者の募集	A B C
2.1 教育内容を含む最新、かつ、正確な学校情報を開示している。これらは想定する入学志願者の理解できる言語で行うよう努めている。	◎ ○ ○
2.2 海外の募集代理人（エージェント等）の行う募集活動が適切に行われていることを把握している。	◎ ○ ○
3. 入学者選考	A B C
3.1 入学者の選考に関し、学習能力、勉学意欲、経費支弁能力、日本語能力等について根拠資料で確認する等、適切な方法により確認している。	◎ ○ ○
3.2 入学者の選考に当たっては、学校関係者（職員等）が面接等を行うよう努めている。	◎ ○ ○
4. 納付金	A B C
4.1 入学検定料、入学金、授業料その他納付金の金額、納付時期、納付方法、及び学	◎ ○ ○

費以外に入学後必要な費用を募集要項等に明記している。	
4.2 関係諸法令に基づいた学費返還に関する規定を定め公開している。	◎ ○ ○
4.3 上記 4.1 及び 4.2 については入学志願者、在籍者及びその経費支弁者の理解できる言語で情報公開に努めている。	◎ ○ ○
5. 学生支援	A B C
5.1 日本社会を理解し、適応するための取組を行っている。	◎ ○ ○
5.2 進路指導を適切に行っている。	◎ ○ ○
5.3 重篤な疾病や傷害及び交通事故のあった場合の対応を定めている。	◎ ○ ○
5.4 入管法上の留意点について学生への伝達、指導を定期的に行っている。	◎ ○ ○
5.5 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組を継続的に行っている。	◎ ○ ○
6. 教員	A B C
6.1 校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容を明確に定めている。	◎ ○ ○
6.2 教職員の教育力及び支助力強化のための研修等を実施するとともに、他機関の実施する研修会等への参加を促している。	◎ ○ ○
6.3 教員評価を適切に行っている。	◎ ○ ○
7. 教育活動	A B C
7.1 理念・教育目標に合致したコースを設定し、カリキュラムを体系的に編成している。	◎ ○ ○
7.2 授業開始前までに学習者の日本語能力を試験等で判定し、適切なクラス編成を行っている。	◎ ○ ○
7.3 教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしている。	◎ ○ ○
7.4 授業記録簿等を備え、実施した授業を正確に記録している。	◎ ○ ○
7.5 理解度、到達度の測定と評価を実施期間中に適切に行い、その結果を的確に学生に伝えている。	◎ ○ ○
7.6 授業評価を含む教育活動の評価を定期的に行っている。	◎ ○ ○
8. 教育施設	A B C
8.1 教室内は十分な照度があり換気がなされているとともに、語学教育に必要な遮音がなされている。	◎ ○ ○
8.2 授業時間外に自習できる部屋の確保に努めている。	◎ ○ ○
8.3 法令上必要な設備等を備えている。	◎ ○ ○
9. 安全・危機管理	A B C
9.1 対象となる学生全員が国民健康保険に加入している。	◎ ○ ○
9.2 感染症発生時の措置を定めている。	◎ ○ ○
9.3 気象警報発令時の措置、災害発生時の避難方法等を定め、教職員及び学生に周知している。	○ ◎ ○
10. 法令の遵守等	A B C
10.1 法令遵守に関する担当者を定めている。	◎ ○ ○
10.2 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組を行っている。	◎ ○ ○

10.3 個人情報保護のための対策をとっている。	● ○ ○
10.4 地方出入国在留管理局, その他関係官公庁, 日本語教育振興協会等への届出, 報告を遅滞なく行っている。	● ○ ○

◆評価方法

- ・A:「達成されている」あるいは「適合している」項目。
- ・B:「一部未達成」であるが, 1年を目途に達成あるいは適合が確実な項目。
- ・C:「未達成」あるいは「適合していない」項目。

【注】この項目は, 「告示基準」適合状況点検表(別紙3)の確認として[]欄に「✓」を記入。

◆課題および改善内容

- 9.3 過去に制定した防災マニュアルや支援体制等について, 更新がなされていなかったため, 見直しを図っていきます。
- 昨今の異常気象等の災害発生状況も踏まえて, 現状に適した内容への更新, 備蓄品の補充, 教職員ならびに学生への周知等を進めていきます。
- また, コロナ禍の期間における様々な環境等の変化も踏まえ, その他の定めた措置等についても見直しを図っていきます。